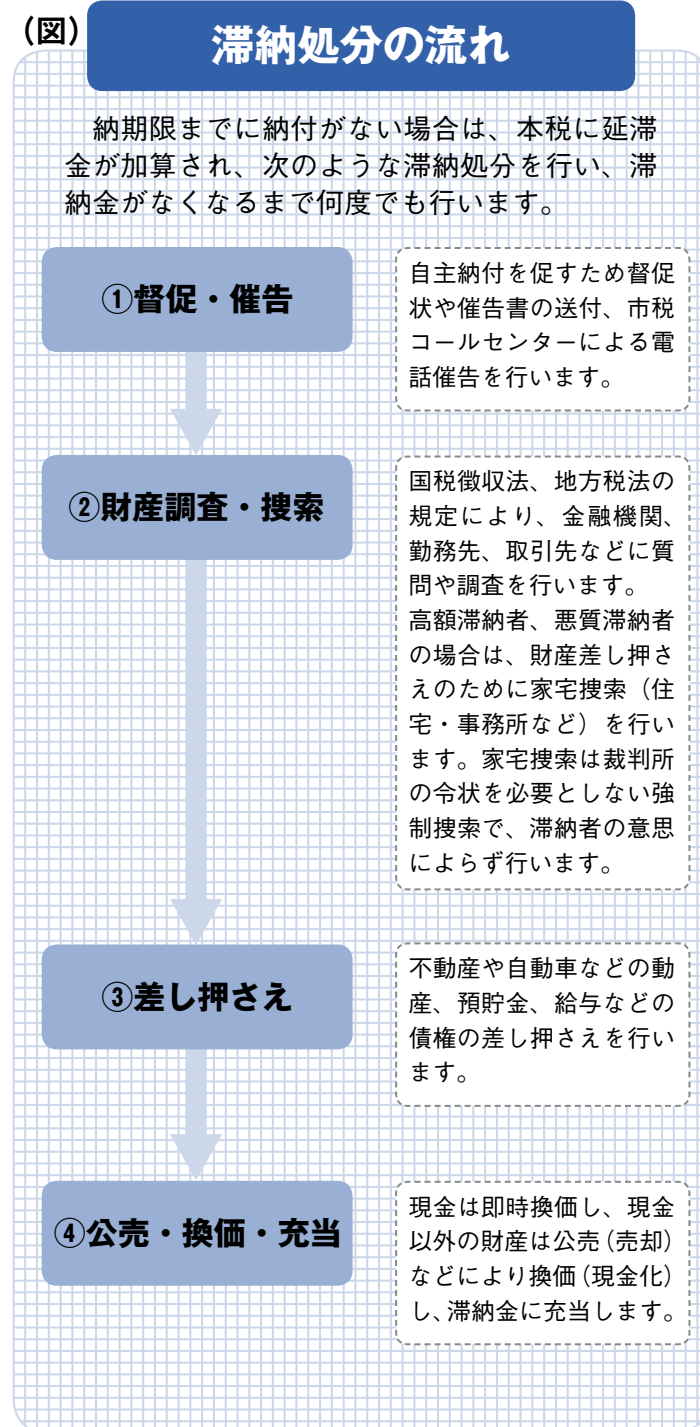




差し押さえた財産は、公売などで現金に換価し、滞納税に充当します。昨年度の売却総額は 24 万 8,250 円になりました。写真：県との合同公売会



市では、納期限までに市税を納めていただけなかった場合、左図のような滞納処分を行います。市税の徴収には、ローンなどの私債権に対して優先権が定められており、裁判所の令状によらずに差し押さえなどの滞納処分を強制執行できる権限が認められています。

ローンの支払いより優先される税の納付

差し押さえた現金以外の財産は、県との合同公売会やインターネット公売などを通じて現金化し、滞納金に充当します。徴収困難な事案などは、滞納整理専門組織「長野県地方税滞納整理機構」へ移管し、滞納額の縮減に努めています。税金はさまざまな市民サービスを提供するために欠かせないものです。市では今後も市税の収納率向上と税負担の公平性の確保に努めていきます。

納税が困難な場合は、収納課にご相談ください

経済状況の急激な変化などから、今まで納期限内に納税していた人でも滞納者になってしまう場合があります。滞納税には、延滞金の加算や財産の差し押さえなど、経済的な不利益ばかりでなく、滞納処分の際には、勤務先への給与調査や、金融機関への預貯金調査などを行うため、社会的な信用も失うことになる恐れがあります。納期限内の納付が困難となった場合は放置せず、まずは収納課にご相談ください。

相談窓口 豊科総合支所内収納課 (TEL 72・3111 (代) FAX 72・8340)



◎減らそう 市税の滞納

期限を守り市税を納めましょう

市では、税負担の公平性と公共サービスの充実を図る財源をそれぞれ確保するため、滞納整理に積極的に取り組んでいます。悪質な滞納者には財産の差し押さえなどの処分を厳正に行っています。

滞納 8 千 5 百万円減少
なお 8 億円が残る

市民の皆さんが納める市民税や固定資産税、軽自動車税などの市税は、福祉や子育て、市道の整備など、市のさまざまな事業を行うための財源となっています。

昨年度の市税の滞納額は総額 8 億 2 千 7 百万円余りで、滞納処分などの結果、平成 22 年度に比べ約 8 千 5 百万円近い縮減を図ることができました。（下表参照）

しかし、このうち 1 年以上納付がない過年度分の滞納額が 6 億 4 千 8 百万円余りを占めており、昨年度の市税約 1 億 8 千万円が、本年新たな滞納税となつてし

まいりました。納期限内に納められず滞納期間が長期化すると納付が難しくなることが分かります。滞納が続くことは、市の適正な財政運営を妨げ、納期限内に納めている多くの市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。市では、滞納をなくすため、市納税コールセンターから早期納付を呼び掛けています。

一方で、納付できるのに納付しない悪質な滞納者には、き然と対応し、法律の規定に基づく財産の差し押さえなどを行っています。大切な税を確実に納めていただくため、便利な口座振替やコンビニエンスストアでの納付などをご利用いただき、「納期限内納付」にご協力をお願いします。

大切な税を確実に納めていただくため、便利な口座振替やコンビニエンスストアでの納付などをご利用いただき、「納期限内納付」にご協力をお願いします。

(表) 市税滞納額などの状況

●収納率の推移 単位：％			
年度	21	22	23
現年度分	97.80	98.23	98.46
過年度分	19.84	23.17	26.39

●滞納額の推移 単位：千円			
年度	21	22	23
現年度分	255,949	200,433	178,570
過年度分	717,411	712,271	648,593
合計	973,360	912,704	827,163

●差し押さえによる徴収金額と件数の推移			
年度	21	22	23
差押件数（件）	863	1,012	1,189
強制徴収（円）	44,882,888	48,642,426	48,508,695
自主納付（円）	14,443,541	16,516,935	24,554,006
合計（円）	59,326,429	65,159,361	73,062,701

※市税とは、「市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」などです。
※「現年度分」はその年度に課税された税を指し、「過年度分」は、1 年以上前に課税された税金を指します。
※差押件数・徴収金額には国民健康保険税を含みます。
※介護保険料、保育料、水道料金などは含みません。



督促状・催告書（写真）は必ず内容をご確認ください。